

平成29年度岡山市公園トイレネーミングライツ事業者募集要項

1. 目的

民間活力の導入により公園内の公衆便所（以下「公園トイレ」という。）の管理の質を高め、市民等が快適に利用できるようネーミングライツ制度を活用し、公園の魅力向上及び地域経済活動の活性化を図るため、ネーミングライツ事業者を募集します。

2. 対象施設

1	下石井公園 公園トイレ	[設置場所]岡山市北区幸町10-1001 (下石井公園内に設置したトイレ)
2	烏城公園 公園トイレ	[設置場所]岡山市北区丸の内二丁目 (烏城公園内の「烏城お手洗い処」)

申込みは、どちらか1施設でも可能です。

3. 募集概要

(1) 応募資格

応募資格を有する者は市内に事務所又は事業所を有する法人であって、次に掲げるものを除きます。

- ① 政治団体
- ② 宗教団体
- ③ 公職にあるものが役員を務める団体
- ④ 岡山市広告掲載基準（平成21年2月19日財政局長決裁）第3条各号のいずれかに該当する業種又は事業者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者
- ⑥ 市税その他の本市に対する金銭債務について滞納している者

(2) 愛称使用期間（契約期間）

平成30年8月中の供用開始を目途とし、愛称使用期間は3年から5年の間で、希望する期間を記入してください。

(3) ネーミングライツ制度の対価としての社会貢献及び金額の提案

ネーミングライツ制度の対価として、改修、役務の提供及び物品の寄附など「トイレの快適環境の創出や衛生環境向上等を通じた公園の魅力向上に資する社会貢献」の提案をしてください。

加えて、金銭として、希望年間契約金額（消費税込）の提案をしてください。ただし、1施設当たり年間10万円（消費税込）以上とします。

(4) 愛称使用について

- ① 契約により命名権を取得した法人（以下「ネーミングライツ事業者」という。）は、当該ネーミングライツ制度の対象となる公園トイレについて、企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができます。ただし、次の条件を満たすものとします。

ア 市民にとって、分かりやすく親しみやすいものであること。

イ 岡山市広告掲載要綱（平成21年2月19日市長決裁）及び岡山市広告掲載基準に合致すること。

ウ 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと。

- ② ネーミングライツ事業者は、市と協議のうえ、岡山市屋外広告物条例（平成7年市条例第51号）に定める基準（表示合計面積が5平方メートル以下であることや表示方法でネオン管を使用してはいけないなどの制限）の範囲内で、愛称名板を当該ネーミングライツ制度の対象となる公園トイレに設置することができます。

4. 費用負担等注意事項

- (1) 契約に係る経費及び愛称名板の企画、製作、設置、保守管理及び原状回復については、ネーミングライツ事業者の負担により実施することになります。なお、愛称使用に伴う改修箇所、方法等については、一定の制約がかかる場合があるため、デザイン案を作成した時点で市との協議が必要です。
(岡山市広告掲載要綱に定める岡山市広告審査委員会による審査を別に受ける必要があります。)
- (2) ネーミングライツの導入に際して、市が岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）又は公簿類の改正や変更の手続きを行うことはありません。また、市は施設改修に係る費用の一部又は全部を負担しません。
- (3) 提案内容の実施にあたっては、施設管理者との調整を要します。
- (4) 募集公園ごとの特徴を活かした提案をしてください。別紙「公園の特徴と期待すること」を参照してください。

5. 応募手続

(1) 募集期間

平成30年2月14日（水）から平成30年5月11日（金）午後5時15分まで
月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分の間、受け付けます。

(2) 提出書類

① 岡山市公園トイレネーミングライツ事業者申込書（様式1）

- ア 応募の目的…応募に至った理由を記入
- イ 希望公園トイレ…いずれかの施設名を記入（2施設希望でも施設ごとに書類を作成すること）
- ウ 愛称案…名称を記入（外国語表記を含む場合は、当該外国語表記も記入してください）
- エ 社会貢献の提案…快適空間創出や衛生環境向上等に資する社会貢献の提案
- オ 希望契約金額…1施設当たりの最低契約金額を年間10万円（消費税込）とし、希望契約金額（消費税込）を記入
- カ 愛称使用希望期間（希望契約期間）…希望する愛称使用期間を記入

② 会社の概要に関する説明書（様式任意）

③ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

④ 商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行後3か月以内のもの）

⑤ 財務諸表（直前の決算期の貸借対照表及び損益計算書）

⑥ 岡山市税の滞納がないことの証明書（原本）

（指定様式「滞納無証明交付申請書」で証明を受けたものであって発行後3か月以内のもの）

⑦ 暴力団の排除に係る誓約書（様式2）

⑧ 委任状（様式3）（広告代理店を通じて申し込む場合、本社の代理で支店長が申し込む場合等）

6. 選定方法等

- (1) 市職員で組織する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案内容を総合的に審査、評価し、最も適切な者（最適候補者）を選定する。なお、応募者が1者であっても、ネーミングライツ事業者としての適否を審査するため選定委員会を開催します。
- (2) 選定委員会での審査に当たり、社会貢献の提案等について、応募団体等からヒアリングを行いますので、各応募団体等に付き3人以内で、必ずご出席ください。
なお、ヒアリングを実施する日時及び場所については、応募受付期間終了後、選定委員会から応募団体等に通知します。
- (3) 応募資格に該当しない者、提出書類に虚偽の記載がある者や維持管理上実現可能性のない提案内容を提示してきた者など、ネーミングライツ事業者としてふさわしくない者については選定しません。
- (4) 選定に係る審査項目、評価内容及び配点は次のとおりとします。

	審査項目	評価内容	配点
1	愛称案	・愛称が親しみやすく分かりやすいものになっているか	10点
2	社会貢献の提案内容	・トイレの快適空間創出や衛生環境向上等により公園の魅力向上につながる提案になっているか	20点
		・公園又は地域の活性化に寄与する提案となっているか	20点
		・「公園の特徴と期待すること」のテーマに沿った提案となっているか	20点
3	希望契約金額	・金額の多寡 (当該希望契約金額÷全応募者中の最高希望契約金額×20点(小数点以下切捨て))	20点
4	適格性	・経営の安定性、継続した提案内容の実現が見込めるか	10点

(5) 審査結果は、岡山市公園トイレネーミングライツ事業者審査結果通知書(様式4)により応募者に通知します。

(6) 市は選定した最適候補者との間で、契約内容について協議を行い、双方合意の上契約を締結します。

7. ネーミングライツ事業者の公表等

契約の締結後、市は、愛称、ネーミングライツ事業者の名称、愛称使用期間等を市のホームページや広報紙を活用するなど可能な限り周知に努めます。

なお、契約したネーミングライツ事業者は、次回の契約について更新の申し入れをすることができるものとします。

8. 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ事業者が応募資格を欠くこととなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、その他ネーミングライツ事業者とすることが適当でないと認められるときは、市は契約を解除できることとします。

この契約解除に伴う愛称名板の撤去等に必要な費用は、ネーミングライツ事業者の負担とします。

なお、契約を解除した場合、違約金として、契約金額総額(一部が納付されているときはその額を控除した額)の10%に相当する額の支払いを求めるものとします。この場合、納付済みの契約金は返還しません。

9. 応募方法

(1) 提出方法

直接、下記応募先まで申込書及び関係書類を持参してください。(郵送等による応募は受け付けません。)

(2) 応募先及び問合せ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎6階

都市整備局庭園都市推進課事業推進係

電話番号(086)803-1395(直通)

FAX番号(086)803-1740

E-mail: teientoshi@city.okayama.lg.jp

(3) 募集に関する質疑の受付

募集要項に関して質疑がある場合は、上述の「応募先及び問合せ先」にて次のとおり受け付ける。

① 質疑受付期間

平成30年2月15日（木）午前8時30分から

平成30年3月14日（水）午後5時15分まで

② 質疑書（様式5）により、持参又はファックス・電子メールで提出してください。

電話や口頭での質疑は受けつけません。ただし、ファックス・電子メールで質疑書を提出する場合は、送信後、電話連絡による受信確認を行なってください。

③ 質疑回答方法

質問を受付してから1週間を目途に随時、岡山市ホームページに回答を掲載します。

※ホームページアドレス

トップページ>くらし・手続き>住まい・生活>公園とみどり>「平成29年度公園トイレのネーミングライツ事業者募集について」回答を掲載。

※ホームページURL http://www.city.okayama.jp/toshi/teien/teien_t00019.html

④ 質疑に関する留意事項

質疑への回答内容は、本募集要項と一体となって効力を有するものなので、必ず内容を確認してください。ネーミングライツ事業者の選定後、募集要項等についての不知又は不明等を理由として異議を申し立てることはできません。

(4) その他

① 応募に当たっての費用及び契約締結に係る費用は、応募者の負担となります。

② 最適候補者に選定されなかった申請書類についてはお返ししません。

③ 提出部数は、1部。

④ 提出された書類の修正又は変更は認めません。（ただし、岡山市から指示があった場合を除きます。）

⑤ 岡山市景観条例（平成19年市条例第68号）、岡山市屋外広告物条例、岡山市公園条例、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準及び本募集要項の内容を承諾のうえで、応募してください。

⑥ 提出書類は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示することがあります。

ただし、個人情報及び企業の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがある情報は非公開とします。